

# 大学の質の保証と向上のための制度改革

## 事前規制から事後チェックへ

公私立大学の  
学部等の新設  
国が全て認可

設置認可  
の弾力化

学問分野を大きく  
変更しない学部等の  
設置を届出化  
(H15年度～)

## 時代の要請に柔軟に対応した 教育研究体制づくり

例えば、次のような場合も届出のみで可能

- ・経済学部の中の経営学科を独立させて経営学部を設置する場合
- ・理学部と工学部を統合して理工学部を設置する場合

## 多様な評価機関による評価によって 大学が自ら主体的に改善

### < 評価のプロセス >

文部科学大臣が一定の基準に適合する評価機関を認証

大学が複数の認証評価機関から選択

認証評価機関が教育研究、組織運営、施設設備の状況について評価を実施

(想定される評価項目の例)

教育課程、学習指導方法、入試、成績評価、研究活動実績、学生支援体制、社会貢献、地域や産業界との連携、管理運営・財政状況

認証評価機関が評価結果を公表

大学が評価結果を踏まえて主体的に改善

設置後の質保証  
自己点検・評価のみ

第三者評価  
制度の導入

全ての国公私立  
大学が定期的に  
認証評価機関による  
評価を受ける  
(H16年度～)